

みどりヶ丘東地域

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注)上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 緑区ほら貝二丁目・三丁目

【最初の認可】 平成17年10月7日 【最近の認可年月日】 平成27年10月7日 【認可番号】 27指令住建指第97号

【有効期間】 令和7年10月7日 より 10年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域

【制限の概要】

- 1 第一種低層住居専用地域では、専用住宅を原則とする。
- 2 アパート、マンション、寄宿舎等を禁止する。
- 3 風俗営業的施設(カラオケ、ビデオショップ、スナック、バー等)を禁止する。
- 4 宗教団体施設(神社、寺院、教会等)を禁止する。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途に供する建築物を禁止する。
- 6 敷地40坪(132.2m²)以下のミニ開発を禁止する。
- 7 土地を再造成する場合、敷地境界に既存する排水用U字溝を撤去してはならない。ただし有効な代替U字溝の設置を委員会が認めた場合はこの限りでない。
- 8 第一種低層住居専用地域では、建築物の形態、意匠、色彩は健全な住宅地にふさわしいものとする。
- 9 敷地内の緑化につとめる。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようにお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。